

議案第 18 号

平成 28 年第 2 回輪島市議会定例会提出予定案件について

輪島市議会の議決を経るべき事件として、輪島市長が、別紙の教育に関する事務に係る歳出補正予算案を平成 28 年第 2 回輪島市議会定例会に提出することについて、承認を求める。

平成 28 年 5 月 24 日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 29 条の規定に基づき、輪島市長が、教育に関する事務に係る予算案を輪島市議会に提出しようとする場合においてその案を作成するときは、輪島市教育委員会の意見を聴かなければならないため。

別紙

歳出補正予算(案)

課名	事業名	説明	金額
文化課	重要無形文化財指定40周年記念展開催費補助	漆芸として全国で唯一重要無形文化財に指定されている「輪島塗」の指定40周年記念展覧会の開催費を補助 会期:H29. 3. 2~16(15日間予定 入場無料) 会場:石川県立美術館 出品点数:70点(予定) 交付先:輪島塗技術保存会	2,250千円
合 計			2,250千円

議案第 19 号

平成 28 年第 2 回輪島市議会定例会提出予定案件について

輪島市議会の議決を経るべき事件として、輪島市長が、別紙の教育に関する事務に係る請負契約案を平成 28 年第 2 回輪島市議会定例会に提出することについて、承認を求める。

平成 28 年 5 月 24 日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 29 条の規定に基づき、輪島市長が、教育に関する事務に係る契約案を輪島市議会に提出しようとする場合においてその案を作成するときは、輪島市教育委員会の意見を聴かなければならないため。

別紙

【その1】

- | | |
|----------|------------------|
| 1 契約の目的 | 輪島中学校建設工事(校舎・建築) |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 6月2日入札 |
| 4 契約の相手方 | 6月2日入札 |

【その2】

- | | |
|----------|--------------------|
| 1 契約の目的 | 輪島中学校建設工事(校舎・電気設備) |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 6月2日入札 |
| 4 契約の相手方 | 6月2日入札 |

【その3】

- | | |
|----------|--------------------|
| 1 契約の目的 | 輪島中学校建設工事(校舎・機械設備) |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 6月2日入札 |
| 4 契約の相手方 | 6月2日入札 |

【その4】

- | | |
|----------|---------------------|
| 1 契約の目的 | 輪島中学校建設工事(屋内運動場・建築) |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 6月2日入札 |
| 4 契約の相手方 | 6月2日入札 |

議案第 20 号

輪島市いじめ問題対策連絡協議会規則の制定について

輪島市いじめ問題対策連絡協議会規則を次のように定める。

平成 28 年 5 月 24 日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

輪島市いじめ問題対策連絡協議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、輪島市いじめ防止対策推進条例(平成 28 年輪島市条例第 6 号。次条において「条例」という。)第 9 条第 3 項の規定に基づき、輪島市いじめ問題対策連絡協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 市又は学校(条例第 2 条第 3 項に規定する学校をいう。次条第 1 項において同じ。)におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処(この条において「いじめの防止等」という。)のための対策の推進に関する事項
- (2) いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項
- (3) その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項

(組織)

第 3 条 協議会は、学校、輪島市教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により組織する。

2 協議会の委員は、教育委員会が任命し、又は委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議及び議事)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成28年6月22日から施行する。

提案理由

輪島市いじめ防止対策推進条例に基づき、いじめの防止等を図ることを目的として設置する協議会について、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるため。

議案第 21 号

輪島市教育委員会いじめ問題対策委員会規則の制定について
輪島市教育委員会いじめ問題対策委員会規則を次のように定める。

平成 28 年 5 月 24 日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

輪島市教育委員会いじめ問題対策委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、輪島市いじめ防止対策推進条例(平成 28 年輪島市条例第 6 号。次条第 1 項において「条例」という。)第 11 条第 7 項の規定に基づき、輪島市教育委員会いじめ問題対策委員会(以下「対策委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 対策委員会は、輪島市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、教育委員会及び学校(条例第 2 条第 3 項に規定する学校をいう。以下この条において同じ。)のいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処(次項において「いじめの防止等」という。)のための対策の推進について調査審議し、答申する。

2 対策委員会は、教育委員会及び学校のいじめの防止等のための対策の推進について必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができる。

3 対策委員会は、学校においていじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)第 28 条第 1 項に規定する重大事態が発生した場合には、同項に規定する組織として

同項に規定する調査を行い、その結果を教育委員会に報告するものとする。

(組織)

第3条 対策委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で構成される委員をもって組織する。

2 対策委員会の委員は、教育委員会が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第5条 対策委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、対策委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議及び議事)

第6条 対策委員会は、委員長が招集する。

2 対策委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 対策委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 対策委員会が第2条第3項の調査を行う場合の会議は、出席した委員の過半数で議決したときは、全部又は一部を公開しないことができる。

(意見等聴取)

第7条 対策委員会は、委員長が必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴取することができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、対策委員会の会議において職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成28年6月22日から施行する。

提案理由

輪島市いじめ防止対策推進条例に基づき、教育委員会の附属機関として設置する委員会について、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるため。